

総基重第92号
平成29年11月29日

地方非常通信協議会会長 殿

中央非常通信協議会会長
(総務省総合通信基盤局長)

降積雪期における通信の円滑な実施体制の確保について（依頼）

中央非常通信協議会の活動に対しては、日頃より、格別のご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。ご承知のとおり、当協議会では、平成29年度事業計画に基づき、広域災害による被害を想定した全国非常通信訓練や非常災害時における通信及び放送の確保のための無線局の非常通信実施体制の総点検等に取り組んでいるところです。

今般、中央防災会議（会長：内閣総理大臣）から関係機関に対して、別添のとおり、降積雪期における防災態勢の強化等に係る要請がなされました。

過去、特に普段雪害が少ない地域において、降雪やパラボラアンテナへの着雪により電波の受信レベルが低下することによる不通が報告されておりますので、こうした地域においても十分留意する必要があります。

つきましては、当該要請の趣旨や過去の災害で得られた教訓に鑑み、これから降積雪期に想定される災害に備えて、あらかじめ円滑な通信体制の確保に向けた対策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、当該対策に当たっては、下記の例を参考に、貴協議会構成員、防災関係機関等との連携を図りつつ実施していただきますようお願いいたします。

記

1 管理・運用体制の確認

次の項目について取り組み、災害時において適切な対応が取れるよう通信の管理・運用体制の整備促進に努めること。

- (1) 夜間・休日等における災害の発生を想定した連絡体制・非常参集体制の確認
- (2) 無線局及び無線通信網の運用を確保するために必要な無線設備系統図等の整理
状況の確認

(3) 無線設備等の適切な配置の確認及びバッテリー等の整備・点検

注：市町村防災行政無線の同報子局や移動局が浸水した事例が報告されていることから、ご留意ください。

注：過去、雪害が多い地域において、雪崩による有線回線の断線が発生していることから、中継車を含めた代替する通信回線の整備状況をご確認ください。

(4) 非常用電源設備の稼働訓練及び非常通信ルート（通常利用している通信網が利用できない場合の通信ルート）や衛星携帯電話等を使用した定期的な非常通信訓練の実施

(5) 災害対策用移動通信機器（簡易無線、MCA及び衛星携帯電話）に係る貸出要請連絡先の確認

(6) 非常通信対応マニュアル（これに類するものを含む）の策定又は内容確認

2 情報通信施設の停電対策

情報通信施設については、次のとおり非常用電源設備の整備・点検等に取り組むこと。

(1) 自家発電装置等の非常用電源設備の設置

(2) 非常用電源設備の実負荷運転や電源系統図の確認等、災害時を想定した整備・点検の実施

(3) 非常用電源設備の燃料の保存状態及び保存量の確認

注：一般に発災後72時間過ぎると要救助者の生存率が大きく下がるといわれていること、停電の長期化（1週間程度）にもご留意下さい。また、停電時、市町村庁舎にある防災行政無線にかかるバッテリーが老朽化により短時間しか動作しなかった事例が報告されていることから、保持時間や定期交換状況も合わせてご確認ください。

(4) 非常用電源設備の起動を迅速かつ適切に行うための操作マニュアルの作成と適切な配置の確認

注：停電時、市町村庁舎にある県防災行政無線の端末局に係る非常用電源設備が始動しなかった事例が報告されていることから、管理・運用体制、始動手順又は自動始動化に係る設定状況とともにご確認ください。

(5) 非常用電源設備の適切な場所への設置の確認

なお、情報通信施設の停電対策に関しては、非常通信協議会より地方自治体及び構成員等に配布している「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」（平成29年3月）の「無線設備の停電・耐震対策のための指針」及び「無線設備の停電・耐震対策についての考え方」を参考にしてください。

「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」の最新版は、非常通信協議会ホームページ

ジからダウンロードすることが可能です。

(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/hijyo/manual.htm>)

3 非常通信計画の確認

非常通信訓練を通じて、災害時における出先機関及び他の防災関係機関との連絡体制（非常通信ルート等）の確認、継続的な非常通信ルートの見直しを行うこと。